

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	吾妻小学校改築事業
事業期間	令和 7 年 4 月～令和 13 年 2 月
概算事業費	80 億円～85 億円
事業目的	吾妻小学校について脱炭素化を図った建物として改築し、教室不足の解消、教育環境の向上を図る。
事業概要	吾妻小学校の改築及び旧校舎の撤去解体、グラウンド等外構の整備 工事一式 【今後のスケジュール】 ・令和 7 年 4 月～令和 9 年 1 月 設計業務 ・令和 9 年 4 月～令和 9 年 5 月 工事発注期間 ・令和 9 年 6 月議会 工事本契約議案上程 ・令和 9 年 7 月～令和 12 年 2 月頃 工事期間（新校舎建設） ・令和 12 年 2 月頃～令和 13 年 2 月 旧校舎撤去解体 ・令和 12 年 4 月～ 新校舎供用開始
適用除外とする理由	要綱第 3 条第 1 項第 7 号該当 (理由) 吾妻二丁目国家公務員宿舎跡地の国による払い下げにより、吾妻小学校の学区内である 70 街区及び 90 街区の大規模開発事業により、急激な人口増加が見込まれる。それに伴い令和 12 年度には特別教室等を転用する対応でも普通教室が不足する見通しである。 さらに吾妻小学校は令和 5 年 11 月に環境省の脱炭素先行地域に選定されたエリアに含まれており、令和 12 年度までに脱炭素化を図らなければならない。 普通教室不足による特別教室の継続的な転用や校舎増築による教育環境の影響及び脱炭素化達成を総合的に検討した結果、令和 12 年度供用開始を目指して新校舎を整備するという結論に至った。

	供用開始までのスケジュールを鑑みると、早急に事業に着手しなければならない状況にあり、大規模事業評価を行う時間的猶予がなく、適用対象除外とするものである。
--	--

【問合せ先】

教育局教育施設課
計画係

(位置図等)

